

基準病床数の算定について

1 基準病床数制度

(1) 制度の概要

- 二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を算定する。（医療法第 30 条の 4）
- 都道府県は、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないことができることとされており、本制度により、病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し、病院・病床の地域偏在を是正するもの。
- 基準病床数は、全国統一の算定式により算定する。（医療法施行規則第 30 条の 30）

(2) 基準病床数の算定方法（医療法施行規則第 30 条の 30）

病床の種別	算定方法
一般病床・療養病床	二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、入院・入所需要率、病床利用率等から算定する。
精神病床	年齢階級別人口、年齢階級別入院率、病床利用率等から算定する。
結核病床	結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める。 (H17. 7. 19 に国から技術的助言として算定式が示されているもの。)
感染症病床	特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める。

※算定に用いる数値のうち、一部については知事の裁量があるもの。

(3) 基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正

本年 7 月に、国において、最新の統計に基づき基準病床数の算定に使用する数値の一部が改正されていること。（平成 24 年厚生労働省告示第 421 号、第 483 号）

2 基準病床数の算定

(1) 試算結果

医療法施行規則第 30 条の 30 の規定に基づき、基準病床数を試算した結果は次のとおり。

病床の種別	算定区域	次期 基準病床数 (A)	現行 基準病床数 (B)	差引 (A-B)
療養病床及び 一般病床	二次保健医療圏	10,463 床	13,451 床	△2,988 床
精神病床	県の区域	4,220 床	4,497 床	△277 床
結核病床		30 床	126 床	△96 床
感染症病床		40 床	40 床	0 床

(2) 今後の算定作業

今後、関係機関との調整等を行い、最終案に盛り込むこととする。

なお、特に療養病床及び一般病床については、次に掲げる状況についても二次保健医療圏ごとに検証を加えながら、基準病床数（案）を算定していく。

- ・人口移動
- ・病床利用率・平均在院日数、患者の受療動向
- ・病床・病棟の今後整備予定、被災地における今後の見込み 等

次期保健医療計画における結核基準病床数について

平成 25 年 2 月 13 日
岩手県保健福祉部

1 国通知に基づく結核基準病床数（標準）

医療計画における結核病床の基準病床の算定について（H17.7.19 健感発第 0719001 号）に基づく標準的な計算の結果は次のとおり（基礎データ：県調査）。

前年度平均入院勧告患者数	0.175	×	平均入院日数	72.2	
×	年間新規結核患者数に応じた定数（1.2～1.8）		1.5		
×	原則 1.0（知事が特に定める場合は 1.5 以下の数）		1.0		
+	慢性排菌患者数（登録 2 年以上）		1.0	≒	20 床

2 結核基準病床数の算定に当たり考慮すべき事項

(1) 結核病床の 1 日平均稼働病床数等（医療施設統計及び病院報告参照）

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
既存病床数	216	167	167	167	137 (82)	137 (82)
病床利用率	16.6	19.2	15.3	17.5	12.8	-
1 日 平 均 稼 働 病 床 数	35.9	32.1	25.6	29.3	17.5	-

※ H23～24 既存病床数欄の(82)は、実質的に稼働している病床数（患者受入中止病院を除く）

(2) 平成 23 年各月末在院結核患者数（病院報告月報参照）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
患者数	18	18	17	15	13	14	21	20	23	16	19	17

(3) 結核病床入院患者数（全 10 病院に対する県独自調査結果）

区 分	H22 年度	H23 年度
各年 6 月 1 日現在入院患者数	12 / 167 床	21 / 137 (82) 床
各年度新規入院患者数（4～3 月）	79	67
最も多かった日の在院患者数（概数）	33	30

3 結核基準病床数案（保健医療計画）

- ・ 国通知に基づく結核基準病床数（標準）は、岩手県全体で 20 床 となるが、
- ・ 病床利用率、1 日平均稼働病床数、各月末在院患者数等を踏まるとともに、
- ・ 広い県土の岩手県において入院アクセスを確保する観点から、
- ・ 知事が特に定める場合として 1.5 を乗じ、算定した 30 床 を原案として審議中。

<u>0.175</u> × <u>72.2</u> × <u>1.5</u> × <u>知事が特に定める場合 1.5</u>
+ <u>1.0</u> ≒ 30 床

【保健医療計画における結核基準病床数・既存病床数の推移】

区 分	平成 11 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 25 年
基準病床数	201 床 (H11.2.26 公示)	126 床 (H18.7.28 公示)	126 床 (H20.4.18 公示)	(素案) 30 床 (H25 年公示)
既存病床数	386 床 (H10.9.30 現在)	230 床 (H18.3.31 現在)	216 床 (H19.9.30 現在)	137 床 (H24.9.30 現在)

※ H18・H20 の保健医療計画は、改正前の国通知に従って結核病床数を算定

(参考1) 東北各県の現状 (H22.10.1)

区 分	基準病床	既存病床	病床利用率	1日当り稼働病床	H24.4.1病床数
青森県	65	76	25.0	18.8	66
岩手県	126	167	17.5	29.3	137
宮城県	28	94	28.8	27.1	12
秋田県	51	58	33.9	19.7	44
山形県	59	50	51.3	25.7	50
福島県	78	186	16.4	30.6	108

(参考2) 県内各病院の結核病床数等 (H24.12.31 現在)

医療機関名	結核病床数	入院患者受入	受入不可理由	H24.12.31入院患者数	1日平均在院患者数(H24年)	備考
独立行政法人国立病院機構盛岡病院	20	20		13	10.7	エイズ治療拠点病院
盛岡繋温泉病院	2	2		-	1.3	
岩手県立遠野病院	20	-	専門医不在	-	-	透析
岩手県立中部病院	20	20		-	1.2	透析
岩手県立胆沢病院	20	20		3	1.9	透析
岩手県立江刺病院	15	-	専門医不在	-	-	透析
岩手県立磐井病院	10	10		1	0.2	透析・精神
岩手県立大船渡病院	10	-	専門医着任	-	-	透析・精神
岩手県立宮古病院	10	10		2	2.3	透析
岩手県立二戸病院	10	-	専門医非常勤	-	0.1	
計	137	82		19	17.7	

(参考3) 結核病床を取り巻く状況

① 感染症病床での結核患者の受入れについて

厚生労働省において検討中。法改正が必要か、通知で対応可能かにより異なる。(週刊保健衛生ニュースほか)

② 結核患者収容モデル事業に基づく病床(一般病床又は精神病床)

県内では、県立中央病院で2床検討していたが、断念する方向との情報あり。

③ 国立病院機構盛岡病院の動向

県内において結核に係る中核病院の役割を担っているが、現在20床の病床を年度内にも10床に変更する意向が示されていること

④ 盛岡医療圏以外の状況

結核病床はすべて県立病院にあるが、専門医不在等のため患者を受け入れていない病院も多いこと

結核に係る今後の地域医療連携体制の考え方

【結核に関する特定感染症予防指針における医療提供体制】

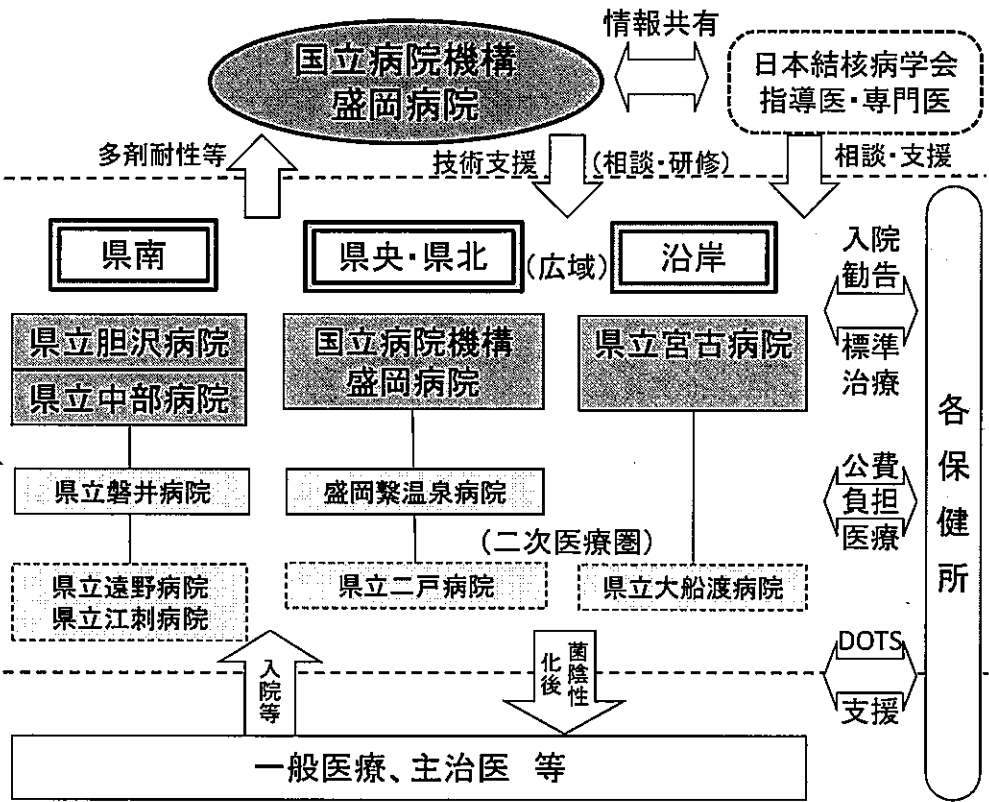
中核的な病院
(全県域)多剤耐性、副作用対応等

地域の基幹病院
合併症治療等
結核患者収容モデル事業に基づく病床

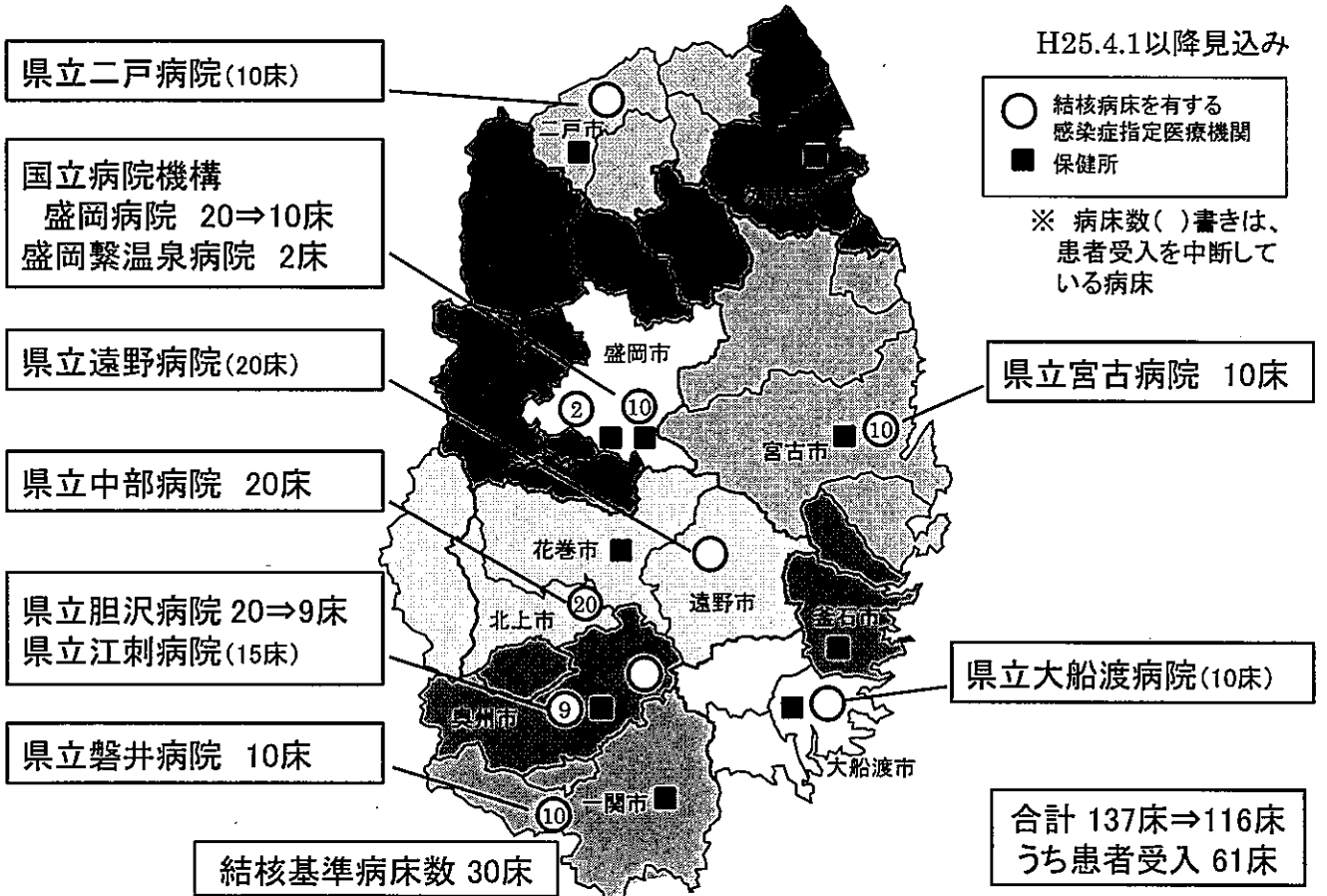
結核病床を有する一般医療機関

診療所、一般病院等

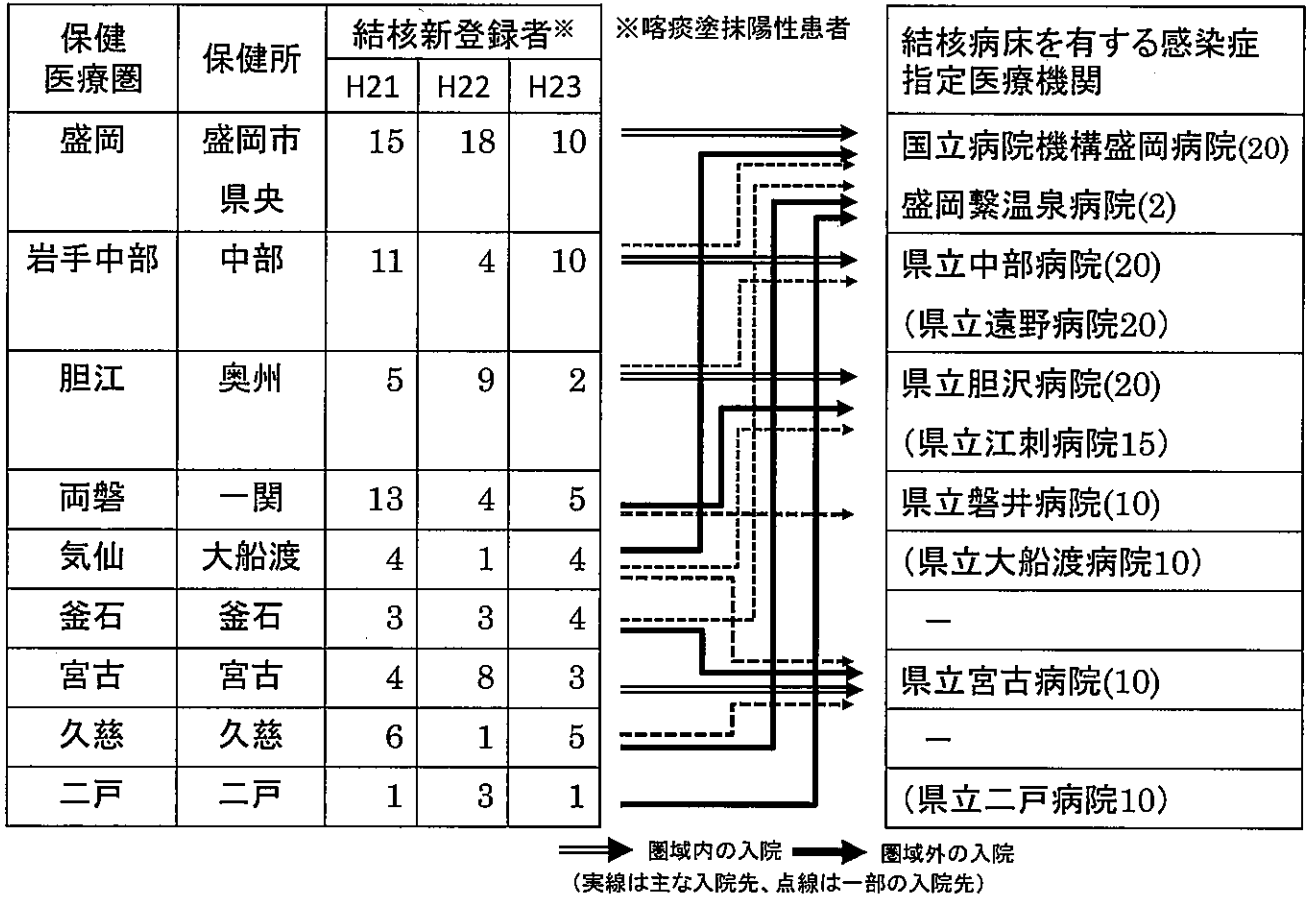
【岩手県における地域医療連携体制 素案】



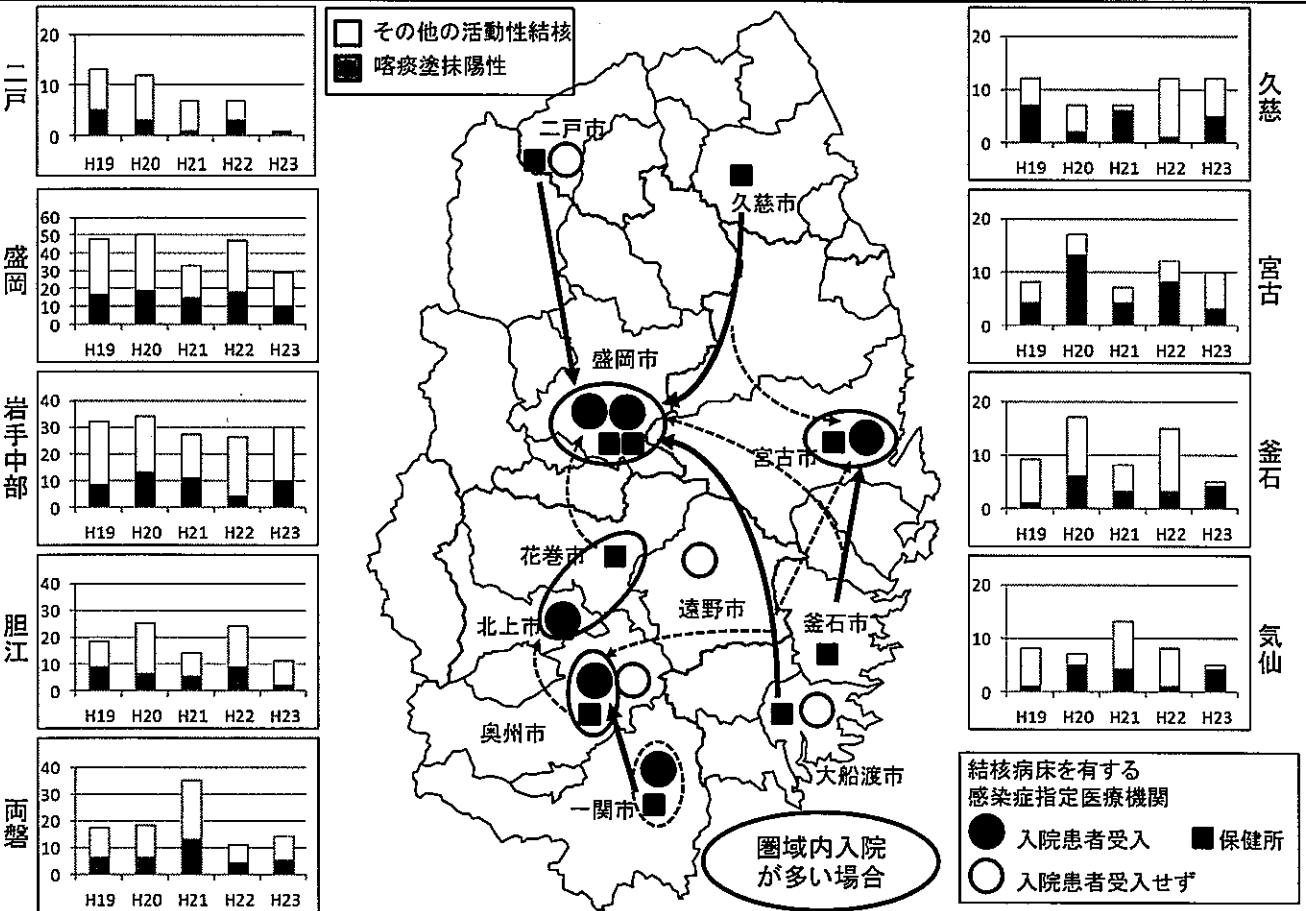
結核病床を有する第二種感染症指定医療機関



結核新登録者の推移(保健医療圏別)と入院先



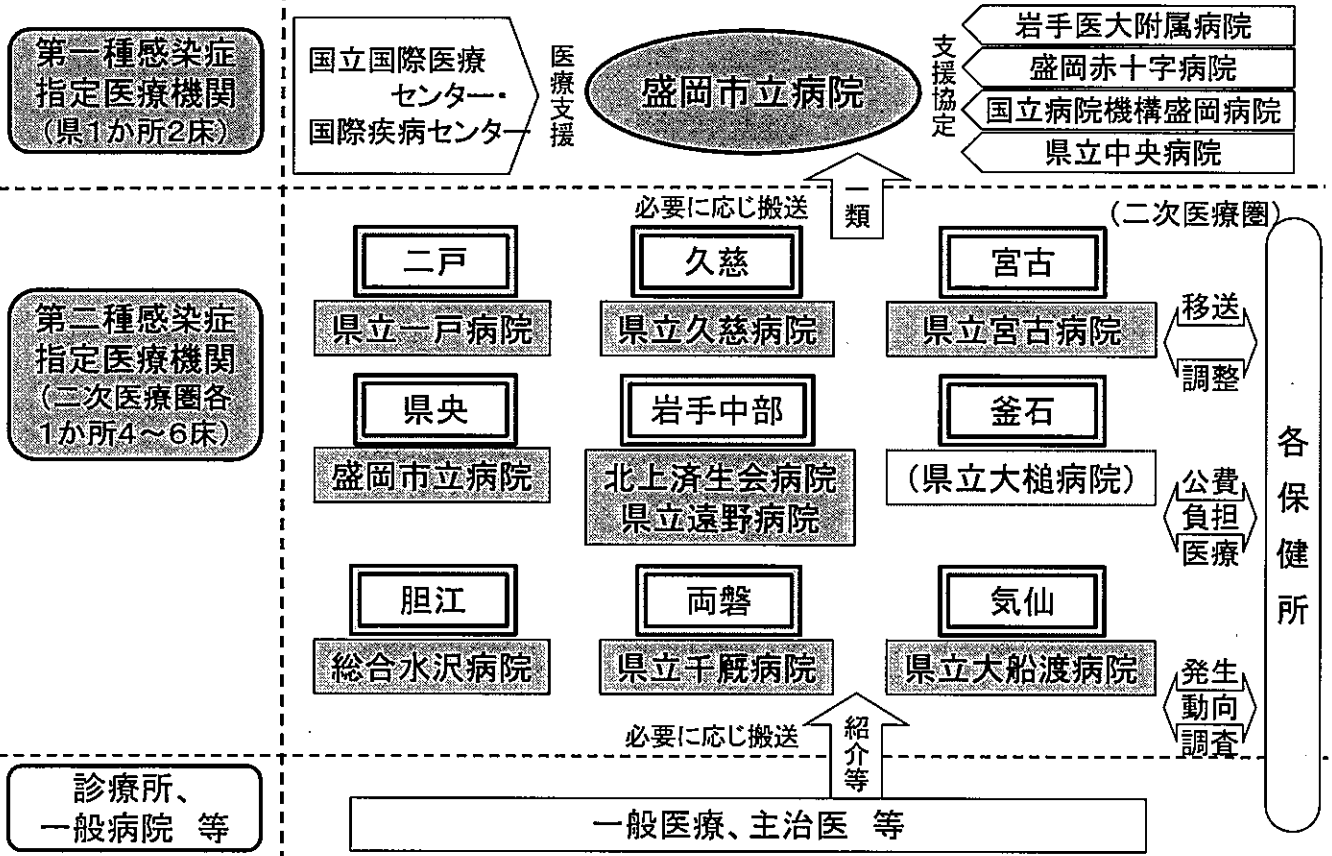
結核新登録者の推移(保健医療圏別)と入院先



一類・二類感染症等に係る地域医療連携体制

【医療法上の配置基準】

【岩手県における地域医療連携体制 現状】



第一種・第二種感染症指定医療機関

H25.2.7現在

